

北海道歯科医師会

公益法人制度説明会

新日本有限責任監査法人

 **ERNST & YOUNG**

Quality In Everything We Do

目 次

ページ

I. 現在の申請状況	3
II. 特例民法法人の選択肢	4
III. (通常の)一般社団法人等への移行認可	7
IV. 公益法人への移行認定	15
V. 新制度への移行の申請の際の書類	24
VI. 早めに対応すべき事項等	26

一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)
公益法人認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)
認定令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成 19 年政令第 276 号)
認定規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)
整備令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令(平成 19 年政令第 277 号)
整備規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 69 号)
公益認定等ガイドライン	公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成 20 年 4 月(平成 20 年 10 月改定) 内閣府公益認定等委員会)
定款変更ガイドライン	移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について

I. 現在の申請状況

全般的にみて様子見。特に社団法人においてその傾向が強い。

平成 22 年 8 月 1 日までの申請数は以下のとおり。

	申請件数	答申の件数
移行認定	717	337
移行認可	193	88
新規認定	70	52
合計	980	477

このうち、国所管分については、平成 22 年 4 月 28 日に公益認定等委員会事務局より「公益認定等委員会だより(その 3)」を公表。これによると内閣府に申請されたものの平成 22 年 3 月末現在の状況は以下のようになっている。

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	262 (77/185)	113 (43/70)	110 (19/91)	39 (15/24)
移行認可	81 (34/47)	33 (11/22)	31 (15/16)	17 (8/9)
新規認定	46 (20/26)	12 (5/7)	24 (10/14)	10 (5/5)
変更認定	5 (1/4)	1 (1/0)	4 (0/4)	0 (0/0)
合併認可	1 (0/1)	0 (0/0)	1 (0/1)	0 (0/0)
合計	395 (132/263)	159 (60/99)	170 (44/126)	66 (28/38)

カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

このうち、最終的に処分がなされたものについての審査に要した日数は、以下のとおりとなっている。

移行認定	188.4 日
移行認可	157.5 日
新規認定	174.8 日

Ⅱ．特例民法法人の選択肢

1. 特例民法法人の選択肢

従来の社団法人は、平成 20 年 12 月 1 日をもって特例社団法人に移行。

特例社団法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに公益社団法人又は一般社団法人へ移行の認定又は認可の申請を行うことが原則。(この期限までに移行の認定又は認可をしない場合は解散とみなされる。)

(1) 公益社団法人

移行の認定の申請を行い、その申請が認められた場合に公益法人へ移行するもの。この場合には、定款の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法に適合するものであること及び公益法人認定法第5条各号に掲げる基準(公益認定基準)に適合するものであることが求められる。(なお、公益法人認定法第6条に規定する欠格事由に該当する場合は移行不可)

主な公益認定基準

- 公益目的事業について
 - ・ 収入(収益)が費用を超えないと見込まれること
 - ・ 公益目的事業の費用が事業費及び管理費の合計額の 50%以上であると見込まれること
- 遊休財産額が公益目的事業の 1 年分の事業費を基礎とした額を超えないと見込まれること
- 法人関係者に特別の利益を与えないこと

(2) 一般社団法人

移行の認可の申請を行い、その申請が認められた場合に一般社団法人へ移行するもの。この場合には、定款の内容が一般社団・財団法人法に適合するものであること及び公益目的支出計画が適正(※)であり、確実に実施すると見込まれるものであることが求められる。

(※)移行時点の公益目的財産額が零を超える場合

2. 移行に伴うメリット・デメリット

(1) 公益社団法人へ移行した場合のメリット

① 税務上のメリット

法人税法上の収益事業(公益目的事業となるものを除く)についてのみ課税。

寄付金税制があり、寄付金を集めやすく、みなし寄付金の制度があるので、法人税法上の収益事業があっても、実質的な課税は少なくなる。

② 名称

一般社団法人は準則主義で設立できるため、いろいろな法人ができるものと考えられるが、公益社団法人の場合には、公益認定基準を満たす必要があることから、厳選された法人しかできないため、位置づけが高いものとなるものと考えられる。

(2) 公益社団法人へ移行した場合のデメリット

① 新規事業を行う場合の制約

公益社団法人へ移行した場合には、新たに事業を行う場合には、その都度、認定の申請を行うこととなる。また、公益目的事業比率や遊休財産の関係から、事業活動に制約が生じることも十分に考えられる。

② 公益認定の取消しのリスク

公益社団法人へ移行した場合には、公益認定基準を継続して遵守しなければならず、基準を守れない場合には認定取消しのリスクを有することとなる。また、欠格事由に該当するような場合にも公益認定の取消しとなる。この場合に、公益目的取得財産残額を1ヶ月以内に他の公益法人等に寄附することとなるため、会員からの会費で蓄積した財産が外部流出し、法人存続の危機になる場合も考えられる。

③ 事務負担の増大

公益法人へ移行した場合には、一般社団法人へ移行した場合に作成等を求められるものに加え、毎事業年度以下のようなものを作成等することになる。

(毎事業年度開始の前日までに作成及び備え置き)

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(毎事業年度経過後3ヶ月以内に作成、主たる事務所に5年間備え置き等)

- ・ 財産目録
- ・ 役員等名簿
- ・ 役員報酬等の支給基準
- ・ キャッシュ・フロー計算書(作成している場合等)
- ・ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

これに対して、一般社団法人等へ移行した場合には、公益社団法人へ移行した場合には作成を求められない公益目的支出計画を作成する必要があるが、行政庁への関与は公益目的支出計画の範囲内だけであり、事務負担の面では明らかに公益法人へ移行する方が負担になるものと考えられる。

(3)(通常の)一般社団法人等へ移行した場合のメリット

① 事業の制約なし

一般社団法人等へ移行した場合には、他の法律等により制限があるものを除き、事業に制約がないため、現在行っていない事業についても定款に追加することにより行うことが可能。
(ただし、他の法律(例:保険業法等)の規制は対象となる。)

② 事務負担

一般社団法人等へ移行した場合には、行政庁の関与が、公益目的支出計画の範囲内においてのみになるため、提出書類も公益認定を受ける場合に比べて少なく、事務負担も小さくなる。

③ リスク

一般社団法人等へ移行する場合には、作成した公益目的支出計画に従って事業展開をしていれば、取り消されることはないため、リスクは小さいものと考えられる。

(4)(通常の)一般社団法人等へ移行した場合のデメリット

① 法人税・源泉所得税

法人税及び源泉所得税における優遇税制の恩典は受けられなくなり、現在の公益法人より税制上は厳しいものとなる。

② ステータス

一般社団法人等は準則主義で簡単に設立できるので、それと同様の名称であることから、法人としての位置づけは下がるものと考えられる。

現在、歯科医師会に加盟していない歯科医師のうち何人かが集まれば一般社団法人を作ることができるが、その場合に共済などの制度を設けず、公益活動だけを行うとした場合に公益社団法人になれる可能性があり、その場合に、自治体によっては、公益社団法人との契約が優遇される可能性が考えられる。

Ⅲ. (通常の)一般社団法人等への移行認可

特例民法法人が、(通常の)一般社団法人等への移行の認可の条件としては、以下のものとされている。

- ・ 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- ・ 公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

なお、移行の認可の条件にはなっていないが、(通常の)一般社団法人等へ移行した場合に他の法律の規制の対象となる場合があるので、その点についても留意が必要。

1. 公益目的支出計画

(1) 公益目的支出計画とは

特例民法法人をその法人格を継続させたまま(通常の)一般社団法人等に移行させた上で、移行時点の正味財産に相当する額を移行後に計画的に支出させることで、特例民法法人が清算した場合にその残余財産が類似の公益目的のために引き渡されることと同様の効果を得ようとするもの。



従来の公益法人は、解散時の残余財産を類似公益目的のために寄附するなどしなければならぬように運用されてきており、この運用のもと、優遇税制等も行われてきている。そのような従来の公益法人の財産が、特例民法法人を経て、事業内容や残余財産の帰属が法人の自治に委ねられている一般社団法人等に移行することにより、無制限に公益目的以外に費消されるのは適当ではないと考えられるため

(2) 公益目的財産額の算定

→ 移行時点の正味財産に相当する額(i + ii - iii - iv)

- i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき金額
- ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額
- iii 基金の額
- iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額

なお、純資産の部に計上すべき金額であるため、是正を求められることもある。

① 時価評価資産

(i) 土地又は土地の上に存する権利の評価の方法

(ii) 有価証券の評価の方法

(iii) 書画、骨とう等の評価

② 基金

一般社団・財団法人法第 131 条に規定する基金

③ 純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

(引当金等について)

負債(資産の控除を含む。)として計上されている引当金(引当金に準ずるものを含む。)については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積み立てによる準備金等(法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの)については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

※ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の扱いについて

費用処理期間を定めて当該期間にわたり費用処理を行っている法人にあっては、当該未処理額についても公益目的財産額の算定から控除することができる(この場合、未処理額の算定根拠などの資料の提出を求める。)

なお、公益目的財産額の算定時に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

※ 「法令等」の「等」については、通達又は通知を意味するものとされる。

なお、実際の申請に当たっては、移行の直近事業年度末の数字に基づき移行認可の申請をし、実際に認可を受けて移行の登記をした日の前日をもって、再計算をするが、この点について、公益認定等ガイドラインにおいては、以下のように記載されている。

算定日(移行の登記の前日)の公益目的財産額の確定(確定時)における時価評価資産の評価に関し、法人が移行認可の申請時の公益目的財産額の算定(申請時)の際に、不動産鑑定士が鑑定した価額等を用いていた場合は、これらの評価額を確定時の算定における資産の評価額とすることができる。

また、申請時の算定と確定時の算定の公益目的財産額が異なる場合は、公益目的財産額と併せて公益目的支出計画の実施期間を確定する。

なお、ここでの公益目的支出計画の実施期間の確定は、整備法第125条第1項の公益目的支出計画の変更には該当しない。

(3) 実施事業等

公益目的支出計画は公益目的財産額を移行後に実施事業等に支出しなければならないが、以下のもので支出をすることとなる。

イ 公益目的事業のための支出

ロ 認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附

ハ 移行認可を受けた後も継続して行う不特定多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業(継続事業)のための支出

なお、実施事業(イ及びハ)を行うのに必要な技術的能力を有していることについては、公益認定等ガイドラインに以下のような記載があり、丸投げを行っている場合には実施事業にはできない。

実施事業を行うために必要な許認可等の有無を確認するほか、当該実施事業に必要な「技術的能力」(認定法と同様の考え方とする。)を法人が有しない場合は、その事業は実施事業とは認められない。

また、実施事業等(イ、ロ、ハ)を行うに当たって、公益認定等ガイドラインにおいては、以下のような記載がある点も留意が必要。

実施事業を行うために当たり「特別の利益」(認定法と同様の考え方とする。)を与えることとなる事業又は寄附は、実施事業等とは認められない。

イ 公益目的事業のための支出

公益目的事業については、公益法人認定法第2条第4号の学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものを意味するため、そうした事業に関する支出がイに該当する。

なお、この支出に関して、公益認定等委員会事務局の作成した「公益認定等委員会だより(その1)」に以下のような記載がある。

従前から実施してきた事業について、規模の拡大や実施手法の変更を行うことをもって公益目的事業とする例があります。法人が従前から実施している事業で、旧主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として継続事業として公益目的支出計画の対象事業とすることができます。

ロ 認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附

国、地方公共団体、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して、寄附を行う場合には、そうした支出がロに該当する。

当該支出(特定寄附)の相手方が、認定法第5条第17号に掲げるもののいずれかに該当することを確認する(同号の「ト」として同法施行令第8条に該当する場合は、その条件を満たすものであることを確認する。)

ハ 移行認可を受けた後も継続して行う不特定多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業(継続事業)のための支出

当該事業が、旧主務官庁の監督下において公益に関する事業と位置づけられており、「ハ」に該当するかどうかについて、整備法第 120 条第 4 項に基づき、行政庁は事業内容等必要な資料を添えて旧主務官庁に対し意見聴取を行うものとし、原則として旧主務官庁の意見を尊重する。

ただし、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益にふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認めないこともありうる。この場合には、整備法第 120 条第 5 項に基づき行政庁が当該旧主務官庁に通知する文書に、その旨及び理由を記載する。なお、移行後において実施事業として「ハ」の事業を新たに追加することはできない。

なお、上記のとおり、継続事業については、移行認可の申請時に公益目的支出計画の対象事業としなかった事業を移行後に新たに追加することはできないため、事業内容を変更した場合には、その目的、性格等の同一性が認められる場合を除き、変更後の事業を公益目的事業として記載する必要がある点留意が必要。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

上記のとおり、公益目的財産額は、移行後に新たに公益目的事業や寄附を行って費消することでもできるが、公益法人概況調査において、公益事業とされ、さらに事業の損益が赤字の継続事業を実施事業とすることも可能である。

なお、公益認定等ガイドラインによると、実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであることとしており、この規定に抵触する場合には実施事業にはならないことにも留意する必要がある。

(4) 公益目的支出計画における「支出」

整備規則によると、以下の額の合計額が「支出」となる。

- (i) 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人(※)の上記(3)の(イ)又は(ハ)に係る事業費の額
- (ii) 当該事業年度において支出をした上記(3)の(ロ)の寄附
- (iii) 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額
(当該移行法人の資産のうち実施事業資産以外の資産に係るものを除く。)

※ (通常の)一般社団法人等へ移行した法人のうち、公益目的支出計画が完了していない法人

(5) 公益目的支出計画における「支出をした事業に係る収入」

公益目的支出計画

=公益目的財産額に相当する金額から、支出の額を控除して得た額が零になるまでの計画



支出をした事業に係る収入があるときは、これを控除した額に限る。

整備規則によると、以下の額の合計額が「収入」となる。

- (i) 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益
- (ii) 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業資産から生じた収益の額

なお、この収入に関して、公益認定等ガイドラインでは以下のように規定。

整備規則第17条第1項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第1号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

- 一 実施事業の実施に係る対価としての収益(入場料、手数料等)
- 二 用途が実施事業に特定されている収益
- 三 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、用途が実施事業に特定されている積立金(基金)の運用益等について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第2号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、用途が実施事業に特定されている積立金(基金)の運用益等について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。

また、収入と支出の関係について、公益認定等ガイドラインでは以下のように規定。

法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。

また、申請の手引き移行認可編には、以下のことが記載されている。

「実施事業収入の額」は、「実施事業に係る収益の額」と「実施事業資産から生じた収益の額」の合計額であり、

- ・「実施事業に係る収益の額」は、(1)実施事業の実施に係る対価としての収益(入場料、手数料等)、(2)用途が実施事業に特定されている収益(補助金等)、(3)法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益をいいます。
- ・「実施事業資産から生じた収益」は、実施事業資産の売却益などです。

〈法人においてルールを設定した場合の例〉

会費について、法人において会費に関する規程で、会費の一部の用途を実施事業に限定する旨を定めている場合は、その相当分は(3)として実施事業収入の額となります。一方、会費に関する規程で特に用途の定めがない、一般的な会費収入については、実施事業収入の額に算入されません。

(6) 公益目的財産残額

移行法人は、毎事業年度の末日における公益目的財産残額を算定(整備規則第 23 条)

公益目的財産残額＝公益目的財産額－当該事業年度末日の公益目的収支差額(※)

(※)公益目的収支差額が 0 を下回る場合には 0)

$$\boxed{\text{当該事業年度末日における公益目的収支差額}} = \boxed{\text{前事業年度末日における公益目的収支差額}} + \boxed{\text{当該事業年度の公益目的支出の額}} - \boxed{\text{当該事業年度の実施事業収入の額}}$$

(例)公益目的財産額 10,000 で移行した法人の残額

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
収益	5,000	5,000	5,000	8,000	7,500	5,000
費用	8,500	8,500	7,500	5,500	8,000	7,500
残額	6,500	3,000	500	3,000	2,500	0

(7) 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるとは

公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについては、公益認定等ガイドラインでは以下のように規定している。

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとする。

申請時には、法人全体の直近 1 年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。

なお、申請時には、公益目的支出計画に記載する事業以外の事業について、申請をする法人の全体の事業のうち主な事業について記載することとする。

これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともありうる。

移行後においては、多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることを求める。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ整備法第 125 条第 1 項に規定する公益目的支出計画の変更認可を受けなければならない。

なお、「公益目的支出計画の安定的な実施に支障を及ぼさない」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとされている。

(8) 移行法人の義務

移行法人は、以下のような義務がある。

- (i) 公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出(毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内)
- (ii) 公益目的支出計画の変更の認可
- (iii) 公益目的支出計画の変更の届出
- (iv) 合併をした場合の届出

公益目的支出計画の変更の認可が必要なものと届出だけで済むものの区分について

公益目的支出計画の変更をしようとするときは、軽微な変更を除いて認可行政庁の認可を受けなければならないが、軽微な変更は以下のものとされている。

- ① 実施事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更
- ② 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更

- ③ 各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の変更で、次のいずれにも該当しないもの
- イ 各事業年度の公益目的支出の額が公益目的支出計画に定めた公益目的支出の額の見込みを下回る変更で、当該変更により公益目的支出計画が完了予定年月日に完了しなくなる事が明らかであるもの
 - ロ 各事業年度の実施事業収入の額が公益目的支出計画に定めた実施事業収入の額の見込みを上回る変更で、当該変更により公益目的支出計画が完了予定年月日に完了しなくなる事が明らかであるもの
- ④ 合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更

なお、公益目的支出計画実施報告書については、監事を設置している場合には監事の監査を受け、理事会設置の場合には理事会の承認を受けるなど、計算書類と同様の扱いとなっている。(監事がある場合の監事の監査報告は、公益目的支出計画実施報告書に添付して認可行政庁に提出する。

また、行政庁は、正当な理由なく公益目的支出計画に基づく支出を行わない場合などにおいては、当該法人に対して、その業務もしくは財産の状況に関し報告を求め、又は、当該法人の事務所の立入検査等も可能。

(9) 移行法人の計算書類等

(通常の)一般社団法人等においては、作成を要する計算書類等としては、以下のようなものがあげられる。

貸借対照表
損益計算書
事業報告
附属明細書

これに対して、移行法人の場合には、公益認定等ガイドラインにおいて以下のような規定がある。

移行法人が行政庁に提出する計算書類の作成について、損益計算書(正味財産増減計算書)は、内訳表において実施事業等に関する会計(実施事業等会計)を他と区分し、更に実施事業等ごとに表示する。整備規則第31条第5号の「収支予算書」の作成も同様とする。

このため、会計基準について、いわゆる平成16年基準を採用している場合も、平成20年基準により作成したものを行政庁に提出する必要がある。また、公益法人と同様に損益ベースの収支予算書も行政庁に提出するため、作成する必要がある。

また、貸借対照表においてもFAQに以下のような記載がある。

移行法人は、貸借対照表において実施事業資産(実施事業に係る資産)を区分して明らかにする必要があります。

その方法として例えば、

- ① 損益計算書同様、内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分することにより、明示する方法や、
- ② 貸借対照表に実施事業資産を注記する方法が考えられます。

IV. 公益法人への移行認定

1. 移行認定の条件

(1) 公益法人への移行の認定の条件

- ・ 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
- ・ 公益法人認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 事業年度

整備法第106条第1項の登記をしたときは、当該登記をした日の前日を事業年度の末日とするよう定めるものとする整備規則の改正

(3) 移行の認定が受けられなかった場合の取り扱い

(i) 移行期間中に移行の認定がされなかった場合

移行の申請をした特例民法法人は、そのまま特例民法法人を継続。なお、認定されなかった場合には、どの点が認定基準等にそぐわなかったのか明示されるので、その点を是正して移行期間中に再申請を行うこと可。

(ii) 移行期間終了後に移行の認定がされなかった場合

(新) 公益法人への移行の認定の申請をしているにもかかわらず、審査中に移行期間が終了した場合は、併せて通常の一般社団法人等への移行の認可の申請を行うことが可能



(新) 公益法人への移行の認定が認められなかった場合には

通常の一般社団法人等への移行の申請を併せてしていれば、その審査を実施。通常の一般社団法人等への移行の申請をしていなければ解散。

なお、移行期間中には、公益認定基準を満たすことができないが、将来的には公益認定を受けたいという特例民法法人は、いったん通常の一般社団法人等へ移行した後、公益認定の申請を行うことも可能。

(通常の一般社団法人等へ移行した場合、公益目的支出計画を作成しなければならないが、その後公益認定を受ければ、その時点で公益目的支出計画が終了したもののみなされる。)

なお、認定法第18条においては、公益認定を受けた日以後の寄附や補助金等により形成された財産等が公益目的事業財産となるとされているが、整備規則によると、附則に以下のものが規定。

移行登記をした公益法人については、第26条各号に掲げる財産のほか、移行の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第26条の規定による財産とする。

1 公益目的事業の用に供する財産

- | |
|---|
| 2 前号に掲げる財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
3 前号に掲げるもののほか、公益目的事業に充てるために保有する資金 |
|---|

※内閣府令第26条は、認定法第18条に関する規定で公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産

2. 主な公益認定基準

(1) 主たる目的

公益法人認定法第5条第1号

公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

公益法人認定法第2条第4号

公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

- | |
|---|
| 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
六 公衆衛生の向上を目的とする事業
七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの |
|---|

不特定多数の者の利益の増進に寄与しているかどうかについては、以下のような公益目的事業のチェックポイントについても合わせて公表されている。

〔チェックポイントの性格〕

法人の行う事業が公益目的事業か否かについては、認定法第5条各号の基準への適合性を審査するに際して、有識者で構成される公益認定等委員会(都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関)において判断することとなる。本チェックポイントは、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかどうかの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなる。

また、本チェックポイントは、事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを説明するために、法人がどのような点について明らかにすればよいかを示す意義もある。

さらに、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものの事実認定に当たっての留意点としては、以下のように示されています。

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

(1) 検査検定、(2) 資格付与、(3) 講座、セミナー、育成、(4) 体験活動等、(5) 相談、助言、(6) 調査、資料収集、(7) 技術開発、研究開発、(8) キャンペーン、〇〇月間、(9) 展示会、〇〇ショー、(10) 博物館等の展示、(11) 施設の貸与、(12) 資金貸付、債務保証等、(13) 助成(応募型)、(14) 表彰、コンクール、(15) 競技会、(16) 自主公演、(17) 主催公演

なお、上記の17の事業区分はあくまでも典型的なものを整理したものであり、これ以外の事業は公益目的事業ではないということではなく、これ以外の事業についてのチェックすべき点については、以下のように取り扱われることとされている。

- ① 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨)。
 - ② 事業の合目的性(事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨)。
 - ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
 - イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
 - ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
 - エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
- (注) (事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

(2) 特別の利益

法律の規定

公益法人認定法第5条第3号

その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

公益法人認定法第5条第4号

その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合はこの限りでない。

公益認定等ガイドラインにおける取扱い

認定法第5条第3号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。また、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。

認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収(認定法第27条第1項)を求めうる。

なお、法人税法上、「特別の利益」については、法人税法基本通達で以下のように定められている。

1-1-8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。(平20年課法2-5「二」により追加)

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

(3) 収支相償

法律の規定

公益法人認定法第5条第6号

その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないと見込まれるものであること。

判定方法

2段階で判断

第1段階：公益目的事業単位で事業に特に関連付けられる収入と費用とを比較

第2段階：第1段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を経理する会計全体の収入、費用を比較

剰余金の扱いその他

- ① ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。
- ② 事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件毎に判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。

申請の手引き 移行認定編

収益事業の利益から、法人会計の管理費のうち収益事業に按分される額を控除した額の50%（1円未満端数切上げ）を記載します。

管理費の按分方法は合理的な基準であればよく、下記の例では会計上の事業費の比率で按分しています。

（計算例）

収益事業に按分される管理費20

= 管理費100 × 収益事業費200 / (公益事業費700 + 収益事業費200 + 共益事業費100)

	収益事業	その他事業
当期経常増減額	100	△ 10
按分される管理費	△ 20	△ 10
利益額	80	△ 20

この例の場合、「収益事業から生じた利益の繰入額」には、80の50%である40を記載することとなる。

(4) 収益事業等を行う場合

法律の規定

公益法人認定法第5条第7号

公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

公益認定等ガイドラインにおける取扱い

認定法第5条第7号の「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等への資源配分や事業内容如何により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じることであり、申請時には、公益認定の申請書や事業計画書等の添付書類の内容から総合的に判断する。

申請の手引き 移行認定編

認定法 § 5⑦では、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが求められています。

収益事業は公益目的事業を支えるためのものであり、収益事業から生じた収益の50%は公益目的事業のために使用しなければならないことから(認定法 § 18④、認定法施行規則 § 24)、収益事業から生じた収益が0円以下である場合には、本欄において、その理由又は今後の改善方策を説明する必要がある。

(5) 公益目的事業比率

法律の規定

公益法人認定法第5条第8号

その事業活動を行うに当たり、第15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。

公益法人認定法第15条

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(第1号に掲げる額の同号から第3号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 1 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 2 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 3 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

(6) 遊休財産額

法律の規定

公益法人認定法第5条第9号

その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること。

公益法人認定法第16条

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(7)他の同一の団体の理事等の占める割合

法律の規定

公益法人認定法第5条第11号

他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様である。

政令・内閣府令に委任されている事項

認定令

第5条 法第5条第11号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

1 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

2 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。第8条第1号において同じ。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

公益認定等ガイドラインにおける取扱い

認定法第5条第11号の「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断する。

(8) 社員の資格の得喪及び議決権に関する定め

法律の規定

公益法人認定法第5条第14号

一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

公益認定等ガイドラインにおける取扱い

認定法第5条第14号イの「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

3. 公益法人認定法第6条の欠格事由

公益法人認定法第5条の規定の遵守できた場合にも欠格事由がある場合には公益認定を受けることはできないものとされています(公益法人認定法第6条)。また、公益認定を受けた後であっても、同6条各号(第2号を除く。)に該当する場合には、公益認定が必ず取消される。

(1) 理事、監事に関する事項

法律の規定

公益法人認定法第6条第1項イ

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

公益法人の役員においては、他の公益法人の役員と兼任されている方が多くある。ある公益法人 A の役員で、他の公益法人で業務を行う理事を兼務している場合に、たまたま当該他の公益法人が公益認定の取消しを受けた場合には、上記のイに該当することとなり、公益法人認定法第 29 条により、公益法人 A の公益認定は自動的に取消しの対象となる。

第 29 条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取消さなければならない。

1 第 6 条各号(第 2 号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき

また、公益法人 A が公益認定の取消しを受けた場合には、公益法人 A で業務を行う理事が他の公益法人でも役員を兼任されていれば当該他の公益法人の公益認定も取消されますので、その点も十分に配慮した上で、新制度への移行後は役員の兼任を行うべきものと考えられる。

なお、公益認定が他の公益法人へ波及する場合については以下のような場合。

① 公益法人 A と公益法人 B の理事を兼務

公益法人 A で代表理事又は業務執行理事

公益法人 B では理事(代表理事でも業務執行理事でもない場合)

⇒公益法人 A において公益認定の取り消しを受けた場合には、公益法人 B の公益認定も取消し。公益法人 B の公益認定を取消された場合には、公益法人 A の公益認定は影響なし。

② 公益法人 A の代表理事が公益財団法人 B の評議員を兼務

公益法人 A が公益認定を取消された場合には、公益財団法人 B の公益認定も取消し。

公益財団法人 B の公益認定が取消された場合には、公益法人 A には影響なし。

こうしたことから、理事等に対して、他の団体の理事等の兼務状況の届出書等の作成なども考えられるが、そのような書類の提出を受けた場合には、行政庁には提出しないものの、10 年間は主たる事務所に保存することが求められている(申請の手引き(移行認定編参照))。

V. 新制度への移行の申請の際の書類

新制度への移行に際しては、(通常の)一般社団法人等へ移行する場合でも、公益法人へ移行する場合でも、行政庁に申請し、認定等を受ける必要がある。その申請に際して、必要となる書類は以下のとおり。

(通常の)一般社団法人等への移行の認可の申請	公益法人への移行の認定の申請
1 定款(特例民法法人としての定款)	1 定款(特例民法法人としての定款)
2 定款の変更の案(認可を受けた後の法人としての定款)	2 定款の変更の案(認定を受けた後の法人としての定款)
3 定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類(社員総会・評議員会等の議事録の写し)	3 定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類(社員総会・評議員会等の議事録の写し)
4 登記事項証明書	4 登記事項証明書
	5 役員等就任予定者の名簿(※1)
	6 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類(※2)
	7 確認書(※3)
9 許認可を証する書類(※許認可等が必要な場合のみ)	8 許認可等を証する書類(※許認可等が必要な場合のみ)
	9 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(※4)
7 申請直前事業年度の事業報告及び附属明細書(※5)	10 前事業年度の事業報告及びその附属明細書(※5)
8 事業計画書及び収支予算書(※6)	11 事業計画書(※6)
	12 収支予算書(※6)
5 算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書(※7)	13 前事業年度末日の財産目録(※7)
	14 前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書(※7)
6 申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書	15 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(前年度の正味財産増減計算書等)
12 事業・組織体系図(※複数の実施事業を行う場合又は複数の事業所で実施事業を行う場合のみ)	16 事業・組織体系図(※作成不要の場合あり)
	(以下は必要な場合に提出すべき添付書類)
10 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の許可書の写し(特例財団法人のみ)	17 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の許可書の写し(特例財団法人のみ)
	18 社員の資格の得喪に関する細則(※特例社団法人の場合であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ)

(通常の)一般社団法人等への移行の認可の申請	公益法人への移行の認定の申請
11 会員等の位置づけ及び会費に関する細則 (※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ)	19 会員等の位置づけ及び会費に関する細則(※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ)
	20 寄附の使途の特定の内容がわかる書類(※公益目的事業以外に使途を特定した寄附がある場合)
	21 定款の変更の案についての説明書(※留意事項と異なる定款の定めをしている場合のみ)

- (※1)移行後最初の評議員(特例財団法人の場合)、理事、監事の就任予定者を記載。申請日現在、選任が未了でも申請可能。
- (※2)役員等の報酬が定款上無報酬である場合でも、当該条文を抜粋し、報酬等を支給しない旨を記載した書類を作成することが必要。
- (※3)認定基準の適合性及び欠格事由に該当しない旨の代表者の確認書
- (※4)国税に関しては「納税証明書(その4)」、地方税に関しては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在の都道府県及び市町村(特別区を含む)について、全ての税目に係る証明書の提出が必要。
- (※5)申請の前事業年度に係るもの。ただし、前事業年度の末日から3ヶ月以内で、前事業年度に係るものを作成していない場合は、前々事業年度に係るものを添付。
- (※6)申請日以降の事業年度に係るものを添付。例えば、4月1日から翌年3月31日までの1年間を1事業年度とする法人が、平成21年10月に申請する場合は、平成21年4月から平成22年3月までの事業年度か、平成22年4月から平成23年3月までの事業年度に係るもののいずれかを添付。
- (※7)申請の前事業年度に係るもの。ただし、前事業年度の末日から3ヶ月以内で、前事業年度に係るものを作成していない場合は、前々事業年度に係るものを添付。なお、(通常の)一般社団法人等においては、財産目録の作成は必要ないが、移行の認可の申請に当たっては必要な点留意が必要。

なお、(通常の)一般社団法人等へ移行する場合であっても、公益法人へ移行する場合であっても、認定等を受けた場合には、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に登記をする必要。また、登記をした日の前日をもって決算をする必要があり、特例民法法人としての最終の計算書類についても社員総会又は評議員会で承認を受けることが必要なものとされている。

VI. 早めに対応すべき事項等

(1) 指導監督等への対応

立入検査等で指摘を受けた事項がある場合の対応

(2) 定款変更案についての検討

内閣府公益認定等委員会

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」

→特に留意事項と異なる定款の定めをしている場合には早めの対応

(3) 電子申請用 ID の取得

移行認定、移行認可にかかわらず、現在のところ、ほとんどの法人が電子申請で実施

(4) 移行後のガバナンスについての検討

役員や評議員の構成(外部理事等の設置の有無等も含む)

予算統制の在り方(一般社団法人等へ移行する場合も含む)

(5) 事業費、管理費の再検討

① 認定規則第13条(認定法第15条の公益目的事業比率の算定のための費用の額を定めるもの)第2項の「事業費」「管理費」の定義は次のとおりとする。

i 事業費:当該法人の事業の目的のために要する費用

ii 管理費:法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

(管理費の例示)

総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬。

(事業費に含むことができる例示)

専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができる。

管理部門(注)で発生する費用(職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等)は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入する。

(注)管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門である。

② 認定規則第19条(認定規則第13条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について定めるもの)の「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」については、以下の配賦基準を参考に配賦する。

(配賦基準)

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

(6) 赤字の収益事業等への対応

公益法人へ移行する場合には、認定法第5条第7号の関係(ガイドライン)

認定法 § 5⑦では、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが求められています。

収益事業は公益目的事業を支えるためのものであり、収益事業から生じた収益の50%は公益目的事業のために使用しなければならないことから(認定法 § 18④、認定法施行規則 § 24)、収益事業から生じた収益が0円以下である場合には、本欄において、その理由又は今後の改善方策を説明する必要があります。

一般社団法人等へ移行する場合についても以下のような記述

公益目的支出計画の終了前に、法人の赤字額の累計が保有する正味財産額を上回り、債務超過になる例があります。法人活動全般について、財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと思込まれる必要があります。(公益認定等ガイドライン 31 頁参照)。

(7) いつ頃移行するかの検討

移行する法人形態に向けて現時点での課題の抽出

その移行の時期に向けたスケジュールの作成

(8) 特別の利益に関する検討

一般社団法人等へ移行する場合については、税務上の取り扱いに留意。

1-1-8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。(平20年課法2-5「ニ」により追加)

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

また、一般社団法人等へ移行する場合に公益目的支出計画における実施事業については、特別の利益を与えないことを要件としている。

(9) その他

平成20年基準の適用

公益目的支出計画の実施事業にどれだけの資産をもたせるか

以 上